平成26年度　行政監査（監査対象：環境局・水道局・教育委員会事務局・行財政局・住宅都市局）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
○ 意　見　事　項 （１）省エネ法の効率的かつ効果的な運用管理 ⑤経済的かつ効果的な中長期保全計画の策定 　省エネ対策を進めるとともに施設全体のコスト削減に資するためには，個別施設に係る維持管理・施設整備コストの削減（個別最適）だけでなく，今後必要な改修・更新の時期・内容と経費を明らかにした保全計画を策定し，実情に応じた経済的かつ効果的な保全計画措置を講じていく必要がある。 　「ファシリティマネジメントの推進について（基本的な考え方）」（平成 23 年 3 月神戸市策定）では，最適な保全整備を実現するための具体的な方策のひとつとして，「公共関与の必要性が高く計画的な改修・更新により長寿命化を図る必要がある「長寿命化対象施設」については，（中略）中期保全計画を策定して，計画保全措置を重点的に講じる。」としているが，施設性能評価結果に基づき改修を進めているものの，中期保全計画書は策定されていなかった。 　一方，現在，公共施設等総合管理計画の策定が進められている。 　ついては，公共施設等総合管理計画の検討と併せて，施設の中長期保全のあり方について検討し，経済的かつ効果的な中長期保全計画の策定を進められたい。 （行財政局管財課，住宅都市局設備課）	これまでに総合福祉センターなど個々の「長寿命化対象施設」のあり方検討を進め，施設性能が低い「長寿命化対象施設」から中長期の保全に加え省エネ化も合わせて計画的に改修等を行ってきた。 　今後も個々に経済的かつ効果的に加えて省エネにも配慮した中長期保全のあり方について検討を進めていき，これらを平成 28 年 3 月策定の公共施設等総合管理計画（計画期間 10 年）に反映させた。 （行財政局管財課） 　H27 年度は保育所の保全計画を策定しており，引き続き，施設所管部局からの作成依頼に基づき保全計画を策定していきたい。 （住宅都市局設備課）	措置済 措置済